

## 寄稿 4

### 日米欧の通常兵器移転政策の比較

拓殖大学 教授  
佐藤 丙午

#### 1 通常兵器移転政策について

2014年4月1日に、第二次安倍晋三内閣は武器輸出三原則等に代わり、防衛装備移転三原則（以下「新三原則」という）に基づいて防衛装備移転を実施すると発表した<sup>1</sup>。これは、実質的な武器禁輸と理解されていた旧来の政策を転換するものと一般的には理解されている。そして、特定秘密保護法や集団的自衛権の政府解釈の再整理に続く、安倍総理が打ち出した一連の安全保障政策の再整理及び修正の一部を構成するとされている。しかし、詳細に分析すると、防衛装備移転三原則は武器輸出三原則等と21の例外化措置を整理統合したものに過ぎず、大幅な政策転換とは言えない。実際に、政府は新原則発表後も抑制的な武器輸出政策を維持し、新三原則の下で経済的利益の拡大を目的とした輸出促進策を用意していない。

2000年代に入り、武器や防衛装備移転政策の見直しを実施する国家及び国家連合が増えている。その政策の見直しは、通常兵器輸出政策で期待できる政策的効果の中で、特に防衛産業基盤の維持と発展を図ることを第一義的な目的とすることが多い。日本においても、防衛装備三原則に続き、2014年6月には防衛生産・技術基盤戦略が発表され、(1)官民の長期的パートナーシップの構築、(2)国際競争力の強化、(3)防衛装備品取得の効率化・最適化に関わる施策が打ち出されている<sup>2</sup>。防衛装備移転政策は、防衛生産・技術基盤維持のための手段の一つとして位置づけられ、国際的に変化しつつある防衛生産の形に対応するために活用する方針に沿って実施されることになったのである。

もっとも、通常兵器移転は、安全保障政策や外交政策の手段としての性格も有する。場合によっては、経済的利益を推進するために通常兵器移転が利用される場合もある。通常兵器移転により軍事バランスを調整して、自国が支援する勢力に軍事的な成果をもたらすものには、過去数多くの事例があり、例えば、米国の台湾関係法に基づく米台間の防衛的兵器の移転政策や、ボスニア紛争におけるイスラム勢力側への経済制裁解除（国内問題に介入する際の選択的な）などでも見られた行動である。また、防衛装備品の単位コストの削減を目的として、同盟国や友好国に武器を輸出する例は、安全保障と経済の両方の利益を追求する行為と言えるであろう。

2000年代以降の通常兵器移転政策の見直しは、防衛装備移転の政策決定に人道性の考慮を加える意味合いもあった。国連では、1995年にガリ事務総長が発表した『平和への課題：追補』の中で対人地雷や小火器と軽火器（日本ではこれらを合わせて「小型武器」と呼ぶ）が、紛争当事国における住民の人権や人道を侵しているとして、この拡散防止を含めた問題への対応の必要性を、「ミクロ軍縮」として指摘している。これを起点とする国際社会の取り組みは、2001年に国連小型武器会合、そして2013年には武器貿易に人権及び人道上の考慮を加えることを規定した武器貿易条約（Arms Trade Treaty: ATT）へと向かうことになる。そして、その過程で、欧米諸国を含む諸国は国内の武器輸出管理政策と管理体制に、道徳的な考慮を加えることになったのである<sup>3</sup>。

<sup>1</sup> 「防衛装備移転三原則」及びその「運用指針」によって内容が規定されている（首相官邸 HP より）。

<sup>2</sup> 「防衛生産・技術基盤戦略～防衛力と積極的平和主義を支える基盤の強化に向けて～」（防衛省 HP より）。

<sup>3</sup> Jennifer L. Erickson, “Normative power and EU arms transfer policy: A

つまり、通常兵器移転は複数の目標を満たすために実施される。このため、その目標の優先順位の考慮要件を国際比較することは、軍備管理・軍縮における政策目標を規定する上で重要な示唆を与えるものとなる<sup>4</sup>。

## 2 日米欧の通常兵器移転政策

### (1) 日本

2014年4月に発表された防衛装備移転三原則は、武器輸出三原則等と21の例外化措置の下で運用されてきた武器輸出政策を大幅に修正することを目的としたものではない。旧政策の下でも、日本が安全保障目的で武器を輸出することは可能であったが、現実には日本の防衛産業は武器輸出に極めて消極的であった。日本では武器輸出を、戦間期の「死の商人論」やアイゼンハワー大統領が離任演説で批判した軍産複合体論と関連付けて理解する傾向が強い。このため、各企業は防衛輸出に積極的であることで社会的に付与される評判コストを重視し、防衛産業部門が各企業内で主要な業務として位置づけられることを忌避する傾向があった。

このため、防衛装備移転三原則では、共同開発・生産が重視される国際社会の防衛生産のトレンドを取り込み、同時に国際共同生産を通じて得られる高度技術へのアクセスを確保することで、日本で生産される防衛装備品と防衛省が調達する装備の技術レベルの維持を目的として、防衛装備移転を進めることを目標と規定した。換言すると、日本の将来の安全保障基盤の維持のために、必要に迫られた行為と政府が認定することで、各防衛産業の心理的な障壁を下げようとしたのである。

防衛装備移転三原則では、従来の政策からの完全な決別を避け、第一の原則として移転を禁止する場合の明確化を図っている。第一原則では、日本が締結した国際条約と国際義務の遵守（対人地雷禁止条約やクラスター弾条約、そして未発効ではあるが武器貿易条約などを含む）、国連武器禁輸国に対する禁輸（国連安保理決議1718や同決議1929など）、そして国際紛争当事国への移転の禁止が規定されている。その上で、武器輸出三原則等でも規定されていた国際紛争当事国の定義が明確化され、武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国連安保理がとっている措置の対象国、とされた。これは、1967年の佐藤栄作内閣で表明された武器輸出三原則において、共産主義国、国連武器禁輸国、そして紛争当事国への武器移転を禁止されていた内容を、実質的に継承するものである<sup>5</sup>。

第二の原則では、防衛装備移転の透明性を厳格な審査の下で確保する、という留保条件を付けた上で、移転を許可し得る条件が示された。それらは、平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合と、日本の安全保障に資する場合と規定されている。平和貢献・国際協力については、自衛隊が国連等の平和作戦に参加する場合の装備の持ち出しや、東チモールの平和作戦に参加した際に見られたように、現地の経済開発に貢献する道具等の残置などの例が想定されている。日本の安全保障に資する防衛装備移転として、日本との間で安全保障面での協力関係がある諸国との国際共同開発・生産そして安全保障・防衛協力の強化、自衛隊の活動、そして邦人救出、などが列挙された。これら移転に際しては、仕向け国の適切性と武器の機微性を厳格に審査し、必要であれば安全保障会議において審査する等の手順も示されている。

---

Theoretical Critique and Empirical Test,” Discussion Paper SP IV 2008-301, Wissenschaftszentrum Berlin für Sozialforschung 2008.

<sup>4</sup> [http://www.meti.go.jp/meti\\_lib/report/2014fy/E004158.pdf#search='common+position+arms+transfer'](http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2014fy/E004158.pdf#search='common+position+arms+transfer')

<sup>5</sup> 新原則の下では、旧原則の下で禁輸条件の一つであった共産主義諸国が削除されている。これは共産主義諸国への防衛装備移転が解禁されたものではなく、外国為替及び外国貿易管理法と関連する政令等の下で禁輸措置は担保されており、運用指針の下で規定する必要はないと判断されたためである。

第三の原則は、防衛装備移転に際し、相手国には第三国移転の厳格管理を求めることなどが盛り込まれた。日本の企業が外国のライセンスで生産している防衛装備の、供与国への生産品の移転は適用除外となっているが、それ以外の移転においては、厳格な事前審査が必要条件とされており、汎用品（Dual Use 製品や技術）で求められる、最終使用と最終使用者証明等が必要とされている。

このように、防衛装備移転三原則は、武器輸出三原則等のような明確な禁止条件を設けるのではなく、移転に際して考慮すべき要件を三つのカテゴリーに集約したものである。このような要件の設定方法は、米国や欧州の武器移転政策とは大きく異なる。

## (2) 米国

米国は、2014年1月に通常兵器移転政策（Conventional Arms Transfer: CAT）を発表している。この政策は、クリントン政権が1995年に発表したCAT（Presidential Decision Directive/ NSC-34）以来25年ぶりの発表となる。クリントン政権のCATは、米国の防衛産業の変革期において、武器輸出による製造ラインの維持を図るために、ガイドラインを明確化したものである。同時に、12年ぶりに誕生した民主党政権が、カーター政権時代の抑制的な武器輸出政策に戻るのではないかと懸念を払拭する目的もあった<sup>6</sup>。

大統領政策指令（Presidential Policy Directive: PPD）27として示されたオバマ政権の通常兵器移転政策では、これまでと同様に、通常兵器移転が米国の外交政策の正当な手段として実施されることを明言し、その上で一部抑制的な方針を打ち出すものであった<sup>7</sup>。通常兵器移転に、一定の条件を課したことで抑制的と評されるが、移転条件としては特別なものが加えられているのではなく、紛争当事国に対する移転に対する抑制と、不拡散に対する考慮が加えられている。米国製の武器の不拡散については、日本の新原則の第三原則に加えられた厳格審査条件に無いものとして、輸出先国の軍の使用状況の査察制度がある。特に、米軍及び現地大使館は、一部の兵器の最終使用状況を、現地査察を含めた方法で監視しており、移転条件の一つとして監視受け入れの受諾が含まれることになっている<sup>8</sup>。

PDD-27では、米国の通常兵器移転政策の目標として、以下の内容が列挙されている。それらは、米軍及び同盟国や友好国の軍が潜在的な敵対勢力に対する技術的優位の維持、同盟国や友好国との相互有用性の確保・単位コストの削減・産業基盤の維持、同盟国や友好国が侵略者を抑止し防衛できる能力の保証、米国と利益を共有し、米国にとって死活的に重要な地域へのアクセスを可能とする安全保障のパートナーの拡大、地域的安定・平和的紛争解決・軍備管理の推進、大量破壊兵器の投射手段として使用される通常兵器の拡散防止、協調的対テロ活動・死活的インフラ保護・その他の本土安全保障上の優先順位の推進、国境を超える犯罪活動との戦い、民主的ガバナンスを含む外交政策目的の推進、人権や国際人道法に違反に貢献しない武器輸出の保証、としている。

これらの政策目標の間の優先順位は、それぞれの国家と米国との政治関係や、戦略環境等に及ぼす影響、さらには輸出先国の管理記録等を考慮して決定されるため、防衛装備移転が自動的に保障されているものではない。日本と比べて武器輸出の歴史があり、外交政策上の活用を積極的に推進する米国は、武器輸出が輸出先国に生み出す効果に対して慎重である。したがって、PDD27では武器輸出管理法（Arms Export Control Act: AECA）、対外援助

<sup>6</sup> 米国の通常兵器移転政策では、カーター政権の下で輸出額と輸出先国の制限の方針が打ち出され、武器移転は外交政策上「例外的な手段」と位置づけられた。しかし、レーガン政権の下では、通常兵器移転は外交政策上の正当な手段とされ、HW ブッシュ政権とクリントン政権では、この方針が継続されてきた。GW ブッシュ政権では、通常兵器移転政策として公表されたものはないが、クリントン政権の政策は撤回されておらず、実質的には政策は継続されてきた。Frederic S. Pearson, *The Global Spread of Arms: Political Economy of International Security* (Boulder, CO: Westview Press, 1994).

<sup>7</sup> “FACT SHEET: U.S. Conventional Arms Transfer Policy,” January 15, 2014.

<sup>8</sup> 佐藤丙午「防衛貿易における輸出後管理について：国防安全保障協力庁（Defense Security Cooperation Agency: DSCA）の安全保障援助管理マニュアル（Security Assistance Management Manual: SAMM）における最終使用モニタリングの内容」、『報告』第48号、2014年。

法 (Foreign Assistance Act: FAA)、そして年次国防授權法等で規定された米国の国際的関与が輸出の可否の決定に及ぼす意義を強調しており、武器輸出の決定では、正当な武器輸出が米国の安全保障政策に及ぼす効果と、敵対勢力や人権侵害国などに米国製の武器が渡らないように抑制的になることのバランスをとることが重要としている。この点が、過去の通常兵器移転政策との大きな差であるとされ、オバマ政権の CAT が抑制的と評される点である。

日本の防衛装備移転三原則に対応する武器輸出のクライテリアでは、米国及び相手国の需要に応じた適切な移転、米国の地域的安定目標との整合性 (特に戦力投射能力や A2AD (接近拒否・領域拒否) 能力の移転、そして地域の軍拡競争を触発する可能性がある場合)、米国の技術優位に対する影響、受入国における機微技術の防護措置 (第三国移転防止措置と国内での不許可移転・使用防止措置)、米軍の運用能力への効果、受入国の政治及び安全保障環境の変化リスク (不適切な最終使用や非合法移転につながる可能性)、米国の戦略・外交政策・防衛利益への影響 (アクセスや影響力の向上、同盟国との役割分担、そして相互運用性)、受入国の過去の政策 (人権、民主化、対テロ、拡散対抗、不拡散) など、人権及び国際人道法への影響、米国の防衛産業やその基盤への影響、他国からの代替入手可能性、受入国の運用能力、武器以外の手段での代替可能性、を挙げている。

米国製の武器の信頼性に対する評価があり、世界で第一位の武器輸出国の地位を長く保持している米国は、産業政策の重要な一手段として武器輸出促進策を採用する必要はない<sup>9</sup>。むしろ、米国は軍備の透明性の向上を目指す国連軍備登録制度や、武器貿易条約、さらにはワッセナー・アレンジメントなど、軍備管理軍縮措置に対する関与を積極的に行っている<sup>10</sup>。武器貿易条約が提案されて議論が開始された際、米国内では、移転規制措置で米国基準を採用し、厳格な輸出管理制度の導入を各国に求める声が上がった<sup>11</sup>。米国の武器移転が抑制的に実施されているのは事実であり、武器輸出大国であることとの整合性を理解することが難しいとされるのも当然かもしれない。

### (3) 欧州

欧州では、2008年に EU 加盟国内で武器輸出に関する共通の立場 (Common Position) を確認している<sup>12</sup>。

EU では冷戦後、アフリカ諸国等への通常兵器移転が広範な人権侵害を招いたこと等が問題視され、1998年に域内諸国を政治的に拘束する武器輸出の行動規範 (Code of Conduct on Arms Exports: Code of Conduct) を策定した。行動規範は、欧州評議会が 1991年 (ルクセンブルグ) と 1992年 (リスボン) に策定された武器輸出の共通クライテリアに基づくもので、EU の共通軍事品リストに記載された兵器に対して適用されるものである。

武器移転が競争的に実施される場合には、供給側の圧力が各国で高まるため、移転を抑制するためには関係国の相互理解に基づく規制が必要になる。行動規範は各国の武器輸出政策を政治的に拘束するが、その具体的な内容の適用は各国に委ねられている。したがって、供給圧力と需要牽引のいずれが発生した場合でも、各国が行動規範にとらわれずに武器輸出を積極的に推進することが予想できたため、そこに制度的な脆弱性があったのである。このため、欧州の防衛産業の再編が進む過程で、武器輸出抑制方針を政治文書から法的文書に発展させる必要が指摘されていた。

<sup>9</sup> 議会調査局 (Congressional Research Service: CRS) では "Conventional Arms Transfers to Developing Nation" と題する報告書を作成し、武器移転のトレンドを議会に報告している。

<sup>10</sup> PPD27 では、米国政府が企業に対して外国における市場獲得支援を実施することなどを許可している。この項目の下で、米軍等が各種防衛ショーに支援を実施することが可能になっている。

<sup>11</sup> それを Golden Rule と形容されることもある。

<sup>12</sup> 正式名称は、Common Position Defining Common Rules Governing Control of Exports of Military Technology and Equipment である。欧州共通外交安全保障政策のコード番号は 2008/944/CFSP である。

2008年に合意された「共通の立場」は、行動規範とは異なって法的拘束力を持ち、武器移転の透明性の向上を図るため、各国に年次報告書の作成と提出が義務付けられている<sup>13</sup>。EUは「共通の立場」の履行を確実にする上で、武器仲介貿易に関する共通の立場と使用者説明書を作成しており、報告書の提出と共に、武器貿易の透明性向上に大きく貢献していると言えよう。ただし、第三国移転の定義や規制措置履行のタイミングの遅れなど、EU参加国内での政策調整の不備が指摘されている。このため、「共通の立場」は2012年にレビューされ、幾つかの項目で修正が加えられたが、国家間の政策調整の問題は残った<sup>14</sup>。

「共通の立場」は、98年の行動規範を引き継ぐものであり、行動規範の8項目が内容を修正した後に継承している。それらは、加盟国の国際的義務と関与（特に国連安保理による経済制裁と、各種不拡散レジームでの決定事項）、最終目的国の人権及び国際人道法の遵守状況、最終目的国の国内状況（国内の緊張と武力対立の存在）、地域の平和安全そして安定、購入国のテロ問題に対する態度等、参加国それぞれの国家安全保障政策、輸入国（受入国）内もしくは第三国への移転のリスク、受入国の技術レベルとの適合性、とある。行動規範と「共通の立場」の差は、90年代にはまだ議論の段階にあった、仲介貿易、通過、寄港、そして非物理移転が新たに含まれた点と、国内抑圧と地域安全保障に対する考慮が加わった点である<sup>15</sup>。

「共通の立場」では、EUの近傍国に対して、彼らが制度を理解し、第三国移転防止措置等を含む武器移転管理を整備することを支援することを目的に、アウトリーチ活動を実施している。これは、例えばNATOに加盟を目指すのであれば、武器輸出管理制度でEU諸国との調和を求めるといって圧力を加える行動につながる。国際関係論の観点では、社会構成主義的政策であり、規範やルールの構築を通じて相手国の制度や文化を改変していく、という政策の一部を構成する。軍備管理軍縮において、行動の条件化を通じた政策の変更圧力の行使の例としては、ハーグ行動規範（HCOC）等が知られる<sup>16</sup>。EUのアウトリーチを通じたアプローチは、競争的状況になった場合にマイナスに作用する可能性はあるが、EUの近傍地域ではまだ中露等との競争的状況が出現していないので、EUの制度に誘引される国は多い<sup>17</sup>。

EUは世界に先駆けてATTの調印・批准を進めた地域でもある。ATTの原則の多くは、「共通の立場」と共通しており、特に輸出に際して国際人権や人道法の遵守を重視する点は、米国の通常兵器移転政策とも共通している。EUでは、ATTを推進するための支援措置を設けており、条約に対する域内外の認識の推進を図った<sup>18</sup>。国際社会におけるATTへの支持が高かったとしても、国内法制度の担保が無ければ、条約の価値は低くなる。このため、EUでは市場開拓の意味を含め、このようなアウトリーチ活動に積極的になっている面があるであろう。

<sup>13</sup> 1998年の行動規範でも年次報告書は作成されており、行動規範の運用指針の再検討や、参加国の武器の輸出入の実績報告等が行われている。この報告書では、当該年次の前年の報告書で指摘された指針の運用改善点を検証する作業も実施されていた。年次報告書では、行動規範の運用指針（Operative Provision）の改善点に関わる議論も報告されており、行動規範自体の変化の方向性が理解できるようになっていた。

<sup>14</sup> 各国間の調整、また「共通の立場」の再検討は、Working Party on Conventional Arms Exports (COARM)で実施される。

<sup>15</sup> 2003/468/CFSP

<sup>16</sup> 正式名称は、弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（Hague Code of Conduct against Ballistic Missile Proliferation: HCOC）である。HCOC

<sup>17</sup> ただし、アウトリーチ・アプローチと類似の方法で、ウクライナのNATO加盟を進めてきたEU諸国は、2014年のクリミア共和国のロシア編入で、地政学リスクに直面するものとなった。近傍国のイニシアチブでは、ボスニア・ヘルツェゴビナ、カナダ、マケドニア、アイスランド、モンテネグロ、ノルウェーが先行している。

[http://eeas.europa.eu/non-proliferation-and-disarmament/arms-export-control/index\\_en.htm](http://eeas.europa.eu/non-proliferation-and-disarmament/arms-export-control/index_en.htm)

<sup>18</sup> Council Decisions 2009/42/CFSP ; 2010/336/CFSP , 2013/43/CFSP

### 3 日米欧の通常兵器移転政策の比較

日米欧の通常兵器移転政策には、共通する部分と相違点が顕著な部分とが存在する。

米欧の通常兵器移転政策は、2012年の「アラブの春」の際に、国内鎮圧目的に米欧の通常兵器が使用されたにもかかわらず、効率的に規制を強化できなかったことで大きな批判にさらされた。欧米諸国は、アラブ諸国において世俗勢力や、場合によっては軍事勢力が政権にあることを、政治的安定性の観点から重視してきたため、「下から」の民主化要求において難しい立場に置かれた。これら諸国では、世事的安定性の追求と民主化には相互矛盾な面があり、多数が社会的不満を持つ場合に、特定の宗教勢力が影響力を高める可能性がある。しかし、武器移転は二国間関係などで長期的関係を前提として実施されるため、短期的な状況の変化を反映させた政策の修正が難しい。このため、問題が発生した後に武器禁輸の制裁措置を課すような方策では、それを実施するタイミングの問題が争点となる。

この問題は、日本の防衛装備移転政策には、まだ見られない課題である。防衛装備移転を、武器輸出に限定して考察する場合、輸出の段階における受入国の評価を基に輸出の可否の決定が下される。しかし、防衛装備技術等の移転を含む共同開発・生産となると、継続的に状況の変化をモニターする必要性が生まれ、長期関与が必要になる。つまり、関係性の変化と、移転する製品の特長により、防衛装備移転の政治的リスクが規定される。防衛装備移転に政治的な考慮を加える場合、武器がもたらす影響は戦術的だが、防衛装備技術等の移転の影響は構造的なものになる。さらに、自国の安全保障と直接関係が無い地域への武器及び防衛装備技術移転等は、政治的考慮以外の要素が重要な決定要因となる。

例えば、欧州諸国から中国への武器移転は、米国及び日本にとっては安全保障政策上の死活的利益に関わるが、欧州の安全保障の面からは、短中期的には深刻な問題ではない。欧州の対中国武器禁輸は、1989年の天安門事件の民主化運動弾圧に対して下されたものであるが、当時の中国の政治経済状況の下で、中国が欧州の武器市場になる可能性は低く、象徴的なものと見なされていた。しかし、中国の経済的台頭が果たす中、その制裁が関係発展の障壁と見られるようになっていった。このため、EUは行動規範や「共通の立場」で規定され、各国が対中武器禁輸を国内法制度の下で担保していることを前提に、これまで何度か緩和を試みてきた。しかし、いずれの場合も、日米の反対が強く断念している<sup>19</sup>。

次に、日米欧の通常兵器移転政策の大きな相違点として、第三国移転問題に対する取り組みがある。日本の防衛装備移転三原則では、第三の原則として、目的外使用と第三国移転防止措置について、事前審査の厳格化が打ち出されている。輸出前審査を厳格に運用することは、相手国の不拡散に対する関与を担保すると同時に、問題が発生した際の政治的及び法的な責任の所在の在りかを明確にすることになる。ただし、米欧の通常兵器移転政策では、移転後の状況の変化のリスクを評価することの重要性が強調されているが、日本では目的外使用と第三国移転防止の二項目を重視しているのが特徴であろう。輸出後のリスクの管理については、米国が最も進んだ制度を保有している。米国の在外大使館及び地域戦闘司令部、そして米軍自体も最終使用者及び最終使用確認を輸出後に現地査察を通じて厳格に実施しており、そもそも、取引の最初の段階で現地査察の受け入れを輸出の条件としている<sup>20</sup>。

欧州の「共通の立場」については、輸出後の国内の流用もしくは第三国移転の禁止措置の重要性を規定しているが、輸出後の現地査察までも義務として課していない。EUについては、「共通の立場」の下に各国の武器輸出政策やガイドラインが設けられているため、加盟国間の規制措置のレベルの差は、武器移転管理の実効性の面で重要な要素になる。その反面、EU内での防衛装備共同生産等の活性化を進める上で、第三国移転措置の緩和を進める必要

<sup>19</sup> 松崎みゆき「EUの対中武器禁輸措置解除問題：米国が与えた影響」『海軍戦略研究』第2巻第1号、2012年、<https://www.gov.uk/arms-embargo-on-china>; Kristin Archick, Richard F. Grimmer, Shirley Kan, “European Union’s Arms Embargo on China: Implications and Options for U.S. Policy,” CRS Report to Congress, RL32870, May 27, 2005.

<sup>20</sup> 佐藤、前掲書、2014年。

もある。このように、EU 内には規制の緩和と強化の双方のドライブが効く構図があるため、第三国移転禁止措置について、その重要性が日米ほど明確に規定されていない。

EU 委員会は 2013 年 7 月に、「より競争力があり効率的な防衛及び安全保障セクターに向けて (Towards a more competitive and efficient defence and security sector)」と題する文書を発表し、2014 年 6 月にロードマップを発表している。2013 年文書では、EU 内での防衛産業の操業の自由化 (物資や技術の移転の自由化) や、軍民の産業協力の推進、そして国際市場での競争力の向上などを課題として指摘している<sup>21</sup>。

ロードマップでは、国内市場の自由化について、市場調査、適用除外条項の明確化、オフセットの活用、そして供給保証をあげ、競争力があり効率的な防衛産業の構築では、共通化と認証制度の活用、天然資源へのアクセス、地域的ネットワークの活用、人的資源の開発をあげている。これらに加え、ロードマップでは、技術改革を進める際の汎用技術の活用、能力開発、宇宙と防衛、EU のエネルギー政策の適用などで具体的な方策を示している。国際市場での競争力の強化では、第三国市場での競争力効果のための方策の検討と、汎用品の輸出管理の見直しについて言及している<sup>22</sup>。

これは、EU 内での防衛装備品の移転の自由化と、EU 外への移転の規制強化、さらには EU 関係の防衛産業の国際的な供給チェーンの自由化を進めるにあたり、防衛産業の強化の視点から制度の見直しが進んでいることを意味する。

日米欧それぞれの内部で保有する情報については、欧州で実施されている年次報告を通じた情報共有が最も合理的に実施されている。EU 参加国内での拒否情報などは、年次報告書に記載され、参加国間で情報が共有されている<sup>23</sup>。米国では、機微情報等を通じたりスクの評価、さらに、拒否情報等は、国務省と商務省が共同で管理するデータベースで実施される。オバマ政権は 2009 年以降輸出管理改革 (Export Control Reform) を進めており、政府内での共通のデータベースの構築は、改革の主要項目の一つと位置づけられる。米国の通常兵器移転政策では、移転を考慮する際のクライテリアとして、政府が保有する機微情報を前提としたものが設けられており、政府と企業間の協同作業があることが伺える。

これに対して日本では、通常兵器等を対象とする輸出管理の審査過程において、経済産業省の判断が付かないものは、国家安全保障会議での審査に付され、その可否の結果は年次報告という形で公開するとしている。防衛装備移転三原則の第三の原則において、武器移転の透明の向上が主張されているが、機微情報を公開する可能性は低く、防衛装備品の輸出を検討する防衛企業は、輸出先相手のリスク評価を自身で実施するか、安全保障貿易情報センター (CISTEC) などの外部情報関係組織に依存する必要がある。英国には、ロンドン大学を中心として Project Alpha と題するプロジェクトが進行中であり、政府と民間企業との間で懸念情報等の活用が実施されている。ただし、Project Alpha は、武器貿易に関する安全保障情報等の利用は行っていないという<sup>24</sup>。

このように、西側同盟国の中でも、日米欧は通常兵器移転にほぼ同じながら、細部を見る限り異なったアプローチを採用している。今後日米欧間の防衛装備品共同開発や生産等が進展するのであれば、相互の差を理解する必要がある。例えば、F-35 の共同生産を例にとる

<sup>21</sup> Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions, "Towards a More Competitive and Efficient Defence and Security Sector," COM(2013) 542.

<sup>22</sup> Report from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions, "A New Deal for European Defence: Implementation Roadmap for Communication COM(2013) 542: Towards a More Competitive and Efficient Defence and Security Sector," COM(2014) 387.

<sup>23</sup> 元々の構想は、2004 年に武器輸出管理の「道具箱」として参加国間の情報交換を推進する枠組みが検討されたことがある。Mark Blomley, "The review of the EU common position on arms exports: prospects for strengthened controls," *EU Non-Proliferation Consortium, Nonproliferation Papers*, No.7, 2012.

<sup>24</sup> <http://www.kcl.ac.uk/sspp/departments/warstudies/research/groups/csss/alpha/hub.aspx>

と、その国際的兵站チェーン（ALGS）が各国の武器輸出政策にどのように影響し、それを各国がどう乗り越えるかなど、注視しなければいけない問題は大きい。

#### 4 通常兵器輸出政策と軍備管理・軍縮

レイチェル・ストール（Rachel Stohl）はオバマ政権の通常兵器移転政策を評価し、国内の反対を乗り越えて抑制的な政策を打ち出すことができた、としている<sup>25</sup>。ただし、PPD27は、抑制的な姿勢を打ち出しているものの、それは国際社会で合意されたルール等を包含したものに過ぎず、武器輸出の削減を目指したものではなく、現状維持を図ったものと批判されることもある。さらに、武器輸出を外交政策上の手段と規定する以上、米国の外交・安全保障上の利害と衝突するケースも想定できる。

米欧では、これまでの通常兵器移転のケースの中で、利害の衝突の調整方法を確立している。それが人権や人道法との矛盾があったとしても、それを争点化せずに納めるノウハウも備わっているのであろう。日本が今後防衛装備移転を進める上で、このようなノウハウに欠ける部分をどのように補っていくか検討する必要がある。日本は武器輸出を正当な外交政策の手段と位置づけていないが、装備移転を拡大・継続する中で、防衛装備を通じた国際協力の在り方について、その必要性を認識することになるであろう。防衛装備移転三原則が打ち出された直後の段階において、防衛装備移転の急速な拡大により、従来の政策が大幅に変更されると期待すべきではない。恐らくそれは、漸進的に教育されていくものであり、そのために米欧との政策協調が必要になっているのである。

---

<sup>25</sup> Rachel Stohl, “Promoting Restraint: Updated Rules for U.S. Arms Transfer Policy,” *Arms Control Today*, web version,  
[https://www.armscontrol.org/act/2013\\_03/Promoting-Restraint-Updated-Rules-for-US-Arms-Transfer-Policy](https://www.armscontrol.org/act/2013_03/Promoting-Restraint-Updated-Rules-for-US-Arms-Transfer-Policy)